

一宮市職員措置請求書

一宮市教育委員会に関する措置請求の要旨



## 1 請求の要旨

一宮市教育委員会（以下「市教委」という。）が、新開新栄町町内会（以下「町内会」という。）に対し、一宮市立三条小学校（以下「三条小」という。）の敷地内に設置された広報板について、行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和62年3月27日一宮市条例第4号。以下「使用料条例」という。）第2条に定める使用料を支払わせるよう求める。

(1) 三条小の北東角に町内会の広報板が設置されている（グラウンド東側に新開京町町内会の広報板も設置されているが、その広報板は本請求の対象としない）。請求者が市民メールで市当局に問い合わせたことをきっかけに、この広報板の設置にあたり必要な手続きが取られていなかったことが判明した。そこで、本年3月に町内会から行政財産使用許可申請書（以下「申請書」という。）が市教委に提出され、市教委が町内会に行政財産目的外使用許可書（以下「使用許可書」という。）を交付し使用を許可した。

(2) 申請書では、「行事等の周知」を使用目的及び用途として使用許可を申請するとともに、「公共的団体で公共事業の用に供するもの」との理由から、使用料の全部を免除することを求めている。これに対し市教委は、「使用許可物件を町内会の広報に限り、宗教・営利目的事業の勧誘には使用してはならない」という用途の制限のもとに使用を許可し、使用料を無償としている。

(3) 使用料条例第5条では、「国、他の地方公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に使用料を免除できると定められている。三条小敷地内の広報板が町内会の広報のみに使用されているのであれば、この条件を満たすことから、使用料を無償とした市教委の決定は妥当である。

(4) ところが三条小敷地内の広報板では、近隣にある三條神社や地蔵堂の行事案内がたびたび掲示されており、請求者は市民メールで町内会への指導をその都度市当局に依頼している。当初の担当課である総合政策部市民協働課では、小学校敷地内の広報板という設置状況から、神社行事の周知は不適切な使用にあたるとして、町内会への指導を行っていた。しかし、町内会から申請書が提出されたことにより新たに担当課となった教育文化部総務課（市教委）では、地蔵堂の行事中止のお知らせの紙が貼られていたとの請求者からの指摘に対し、行政財産目的外使用許可の条件に違反しないとして、指導は行わない方針を示している。

(5) 市教委が言う行政財産目的外使用許可の条件とは、使用許可書に記載された「使用許可物件を町内会の広報に限り、宗教・営利目的事業の勧誘には使用してはならない」という内容である。この条件の法的根拠について申請者が市教委に問い合わせたところ、一宮市立学校施設使用条例施行規則（昭和56年12月24日一宮市教育委員会規則第13号。以下「施行規則」という。）第5条の2第2号にある「特定の宗教、教派若しくは教団を支持し、又はこれらに反対するための使用その他宗教活動のための使用」（に該当する使用については、これを許可しない）という回答を得た。

(6) 申請者が指摘した地蔵堂の行事中止のお知らせについて、市教委は、「宗教的要素が全くないとは言えません」（2一宮教総発第113号）と認めている。これは、施行規則第5条の2第2号にある使用不許可の条件に該当する。使用許可書では、「この許可の条件に違反する行為があると認めるとき」には、「この許可の取消又は変更をすることができる」と定められており、町内会に対し漫然と使用を許可し続ける不作為は許されない。

(7) また、宗教的要素を含む行事の案内がたびたび掲示される広報板が、使用料条例第5条でいう「国、他の地方公共団体又は公共的団体において公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき」との条件に合致することはあり得ず、広報板の使用実態を改めさせることもないまま使用料を徴収しない市教委の対応は使用料条例に違反している。

## 2 請求者

住所 一宮市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

2020年10月1日

一宮市監査委員（あて）

## 添付資料

- 1 行政財産使用許可申請書（令和2年3月11日付）
- 2 行政財産目的外使用許可書（令和2年3月25日付31一宮教総指令第16-1号）
- 3 市民メールへの回答（令和元年5月21日付31一宮市協発第51号）
- 4 市民メールへの回答（令和元年11月14日付31一宮市協発第138号）
- 5 市民メールへの回答（令和2年1月8日付31一宮市協発第171号）
- 6 市民メールへの回答（令和2年1月16日付31一宮市協発第176号）
- 7 市民メールへの回答（令和2年7月22日付2一宮教総発第113号）
- 8 市民メールへの回答（令和2年8月28日付2一宮教総発第145号）

※行政財産使用許可書は町内会に交付されたため、情報公開請求では入手することができませんでした。2はそれと同内容のものです。

以上